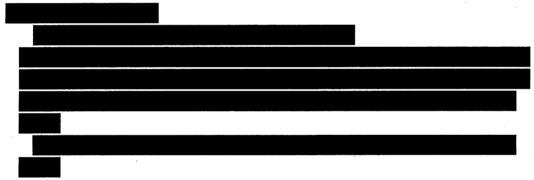
職務命令に関する手続きについて

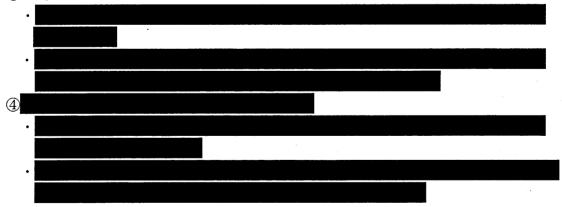
校長・准校長限り

1 教育長からの通達 教育長からの通達を受け取る。

- 2 校長からの職務命令
 - (1) 式典における「役割分担表」、「会場図」を作成する。
 - ①「役割分担表」は、校長・准校長名で作成する。
 - ②「会場図」を作成する。
 - (2) 式典当日の現認は、教頭・事務(部)長で行うよう、校長・准校長が指示する。
 - (3) 職員会議等で役割分担表を示し、職務命令を発する。
 - ①教職員への「教育長通達」、「役割分担表」及び「会場図」を全教職員に配付し、 校長・准校長から職務命令として役割を伝える。



- ②職員会議等での職務命令は、教頭又は事務(部)長同席のもとで行う。
- ③職員会議録等を作成すること。



(4) 校長・准校長は、式典までに、全員に職務命令を行うこと。

(5) ① ②



4 報告

教育委員会への報告様式に記入し、高校は高等学校課に、支援学校は支援教育課に速 やかに報告する。

